

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 春日部市 (都道府県: 埼玉県)
 本事業の担当部局名 都市整備部住宅政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業																													
区分	結婚新生活支援																													
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)																													
個別事業名	春日部市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続																											
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度																											
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,000,000		円																											
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市の令和4年の出生数については1,156件、合計特殊出生率が1.04%と全国(1.26%)および埼玉県(1.17%)と比べても低い状況にある。今後とも女性の人口が減少することが見込まれ、出生数は減少することが予想されていることから、対策を講じる必要がある。																													
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 結婚を希望する人のマッチングや悩み相談等のサポート事業を行っている、埼玉県のSAITAMA出会いサポートセンターの市町村会員となっている。 また、結婚した人の経済的不安へのサポートとして、結婚新生活支援事業を実施して、補助金を交付している。																													
個別事業の内容	<本個別事業の位置付け> 第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期総合戦略の成果、国・県の第2期総合戦略、本市の現状と課題を考慮し、 1. 子育て世代に選ばれる地域創生戦略 2. 特長を生かしたしごとを創出する地域創生戦略 3. 地域力を高める地域創生戦略 4. 安心安全で魅力ある地域創生戦略 の4つの基本目標を掲げている。 本総合戦略のうち、国の基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については、上記1に位置付けられる。 また、本市で既に実施している「ふれあい家族住宅購入奨励事業」との相乗効果により、「春日部2世、3世へと住みつなぐ 世代が循環するまち」を目指すものである。																													
	1. 概要 【補助対象要件】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">・所得要件</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 35%;">夫婦の合計所得が500万円未満</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 15%;">自治体独自基準の場合</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>・年齢要件</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> </table> 【補助上限額】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">29歳以下の場合</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 35%;">各費用に係る合計が60万円</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="width: 15%;">自治体独自基準の場合</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>39歳以下の場合</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>各費用に係る合計が30万円</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>自治体独自基準の場合</td> <td></td> </tr> </table> 【対象費目】 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"><input checked="" type="checkbox"/> 家賃</td> <td style="width: 25%;"><input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用</td> <td style="width: 25%;"><input type="checkbox"/> リフォーム費用</td> <td style="width: 25%;"><input checked="" type="checkbox"/> 引越費用</td> </tr> </table> 【継続補助】 継続補助規定の有無 無 ※(注)3 【その他独自要件】 ・夫婦いずれかの親が春日部市に引き続き5年以上住所を有すること ・自治会加入及び3年以上春日部市に住み続ける意思があること			・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用
・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																										
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																										
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																										
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合																										
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用																											

2. 申請見込

①新規世帯見込	15	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	10	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年12月末時点の交付決定件数が、29歳以下世帯8件、その他世帯3件の合計11件であることから、1月から3月の期間にそれぞれ2件ずつ合計4件申請があると見込み、令和6年度についても同程度の件数の申請はあるものと見込んだ。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	15 世帯
～12月(実績)	11 世帯
1月～3月(見込)	4 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	10	世帯	×	350,000	円 = 3,500,000 円
(その他)	5	世帯	×	300,000	円 = 1,500,000 円
				(継続補助)	0 円
				合計	5,000,000 円

【令和5年度申請状況】 実施中
申請世帯数見込 15 世帯
～12月(実績) 11 世帯
1月～3月(見込) 4 世帯

<積算>
下記のとおり積算
令和5年12月末時点での実績で29歳以下世帯の交付決定額の平均が約32万1千円、その他世帯の平均が約30万円であることから、29歳以下を35万円、その他を30万円と積算した。

3. 広報の実施予定

- ・制度を案内するチラシを作成し、市内各施設に配架する。
- ・包括的連携協定締結事業者等の協力によるPRを依頼する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		三世代近居を始めた世帯/年度		世帯	146 (令和9年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.04 (令和4年)	
	婚姻件数		件	765 (令和4年)	
	婚姻率			3.4 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	73
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	70	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	90	80	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HPでの事業PR				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	包括的連携協定締結事業者等に対し、チラシの配架等について協力いただくことで、幅広い対象世帯に情報を提供する。				